

中小企業総合支援事業助成金審査基準  
(高度成長研究開発助成)

本基準は、中小企業総合支援事業助成金交付要領に定める助成対象事業者の選定を目的として以下のとおり定めるものである。

(資格審査項目)【1、2年目共通】

- (1) 主たる事業の実施地が千葉県内であるか。
- (2) 申請者及び連携予定者が他の補助金において、同一内容の事業にて交付決定(内定)を受けていないか。
- (3) 大企業が実質的に経営に参画していないか。

(業容等審査項目)【1、2年目共通】

- (1) 申請者の経営内容が堅実であるか。
- (2) 財務内容が安定しており、助成事業に要する自己資金等の調達能力が十分であるか。

(事業内容審査項目)【1年目】

(1) 事業実施の妥当性

- ① 事業に新規性や先進性があるか。
- ② 現在まで自社で行った基礎研究の内容が十分か。また、研究開発に自社の技術等を活用する内容かどうか。
- ③ 目指す成果が妥当であり、その実現の期待ができるかどうか。

(2) 市場性

- ① 事業の対象市場が明確にされているかどうか。
- ② 市場ニーズに合致した事業に関する研究開発かどうか。

(3) 地域性

- ① 地域経済へ好影響を与えることや、地域資源を活用して地域で連携すること等が期待できるかどうか。

(4) 将来性

- ① 事業化の実現見込みがあり、将来的にも自立的に事業活動を継続・展開するビジョンを有しているかどうか。

(5) 実施体制及び実施能力

- ① 事業を遂行する実施体制や実行能力等を有し、期間内に事業を実施することが可能かどうか。

(6) プレゼンテーション

- ① 申請者が事業の意図、目的を明確に説明できているか。
- ② 申請者の事業に対する熱意、実現する意思を感じられるか。

(事業内容審査項目)【2年目】

(1) 実績内容及び事業実施の妥当性

- ① 当初の計画に対して1年目の実績内容が妥当であるかどうか。
- ② 期間内に成果の実現が期待できるかどうか。

(資格審査項目について)

上記「資格審査項目」に抵触するものは審査会での審査を行わない。

(採択基準)

- (1) 前年度以前に採択されたことのある事業と同一テーマのものについては、内容がより高度なものであるか否か等を検討し、同一であるとみなされるものについては、採択しないものとする。
- (2) 事業内容が既に他において完成されたものと同一であるとみなされるものは、採択しないものとする。
- (3) 申請者が事業の全部又は大部分を他に委任(委託・外注)し、研究開発の中で自社が果たす役割が認められない場合は、原則として採択しないものとする。
- (4) 機械、器具等の購入を目的とした申請とみなされるものは、採択しないものとする。
- (5) 事業の申請者と当該事業の連携予定者から類似プロジェクトの申請があった場合は、複数の採択はしないものとする。
- (6) 下記「評価基準」により評価された点数の合計が6割に満たない場合は、採択しないものとする。

(審査委員の評価基準)

- (1) 各審査委員は、「採択基準」のいずれかの項目に該当し採択することが適当でないと判断するものについては、事業内容審査評価の各項目を「0」と評価する。
- (2) 前項に該当しないプロジェクトについては、「資格審査項目」、「業容等審査項目」、「事業内容審査項目」に照らし、各事項について助成事業計画書の内容を次の点数により評価する。
  - 5：優れている
  - 4：やや優れている
  - 3：標準的なもの
  - 2：やや劣っている
  - 1：劣っている

- (3) プレゼンテーションに欠席をした場合にはプレゼンテーション項目の加点は行わない。

(加点について)

以下の①②に該当する場合は、「評価基準」による評価の平均点数に対し、①②各2点の加点を行う。

- ① 「地域経済牽引事業計画」の認定若しくは「経営革新計画」の承認を受けている。
- ② 中小企業基本法第2条第5項で定義する小規模事業者。

(優先基準)

「評価基準」による評価の平均点数及び加点の合計が同点であった場合には、次の各号の順位の高いものから優先して採択する。

- (1) 事業内容審査基準で点数の多いもの。
- (2) 従業員が少ない事業者。
- (3) 資本金が少ない事業者。